



## 「お試し」のつもりが定期購入に!? ネット通販の落とし穴にご注意! の巻



## 見守りポイント

- インターネット通販で「初回無料」「お試し価格」と記載されているのを見て、1回限りのつもりで購入した商品が、複数回の購入が条件の「定期購入」になっていたという相談が多数寄せられています。
- 注文後に表示される「割引クーポン」を使用したところ、定期購入に変更された事例もあり注意が必要です。

## 対処方法

- 通信販売はクーリング・オフができません。注文前に販売サイトを隅々まで確認し、「定期購入が条件になっていないか」「支払うことになる総額はいくらか」等の契約内容をしっかり確認しましょう。
  - 注文画面の写真(スクリーンショット)や、事業者への電話やメール等の記録を残しましょう。
- ☆ 法律改正により、令和4年6月1日から事業者は、通信販売の最終確認画面で「1回限りの購入か」「定期購入の場合は2回目以降はいくらか」「返品・解約の方法や条件」などを表示しなければいけません。違反した表示により誤認して申し込みを行った場合は取り消すことができますので、トラブルにあった際は泣き寝入りせず、消費生活センターなどにご相談ください。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F (市民生活課内)

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。